

個人情報に記載した書類の誤送付について

このたび、当センターにおいて、患者の診療情報提供書を A 医療機関あてに作成するところ、誤って類似名の B 医療機関あてに作成し郵送した事案が発生しました。このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、患者 ID、診療内容、治療計画等

2 事案の経過

○令和 7 年 10 月 3 日（金）

- ・医師が患者の診療情報提供書を作成する際、A 医療機関あてに作成すべきところ、誤って類似名の B 医療機関あてに作成し郵送した。

○令和 7 年 10 月 14 日（火）

- ・B 医療機関から電話連絡があり誤送付が発覚、謝罪した。B 医療機関において誤送付した診療情報提供書を適切に破棄した。

- ・医師から患者へ電話にて経緯を説明し、謝罪した。また、A 医療機関へ診療情報提供書を送付した。

3 誤送付の原因

- ・医師が診療情報提供書を作成する際、宛先住所等を含めた確認を怠ったため。

4 再発防止策

- ・診療情報提供書を作成する際、患者（家族）への聞き取りや紹介先の診察券等で宛先を十分に確認するよう指導した。